

令和 8 年 5 月 18 日
建設常任委員会資料

令和 8 年 6 月定例会提出予定議案

まちづくり部

1 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、引用する法の名称を改める等所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 引用する法の名称を改める（本則の表67の2の部関係）。

(2) 次に掲げる事務について、市町が処理することとするものは、別に規則で定めるものとする（本則の表67の2の部及び67の5の部関係）。

ア マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務

イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務

3 施行期日

公布の日

2 県営洲本宇原住宅建築工事請負契約の変更

第368回兵庫県議会において議決のあった、第130号議案 県営洲本宇原住宅建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

県営洲本宇原住宅建築工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1,342,000,000円	1,531,159,300円	189,159,300円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
122,000,000円	139,196,300円	17,196,300円

3 契約の相手方

南あわじ市^{かしゅう}賀集823番地

森^{もり}長^{あわじ}・淡路特別共同企業体

(代表者)

株式会社森^{もり}長^{あわじ}組

代表取締役 森^{もり} 宏文^{ひろふみ}

(構成員)

淡路土建株式会社^{あわじどけん}

取締役社長 琴井谷^{こといだに} 隆志^{たかし}

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。